湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議

平成24年5月までに8回開催された市民との意見交換会では、湊地区住民より、水資源の確保に関する不安・要望等多くの意見が寄せられてきた。市議会では、この問題は緊急的に対応すべき地域課題であるとの考えが集約され、課題解決に向けた方向性を議会が示せるよう調査・研究等を行う組織として、湊地区水資源問題に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)が設置されたものである。

検討委員会では、湊地区住民との意見交換や給水施設未整備地区の現地調査等を通して、地区の現状把握に努めるとともに、市の取り組み経過について聴取してきたところであり、給水施設未整備地区の水資源確保に係る深刻な状況への認識を深めるとともに、課題解決に向けて論点となる事項について委員間討議を行うなど議論を進めてきた。また、協議経過については、市民との意見交換会の場を活用し、湊地区住民をはじめとした市民に報告するとともに、意見を伺いながら、課題解決に向けた方向性について整理をしてきた。

去る5月30日には、議長へ最終報告がなされるとともに、6月5日には、議員全員協議会において説明が行われたところである。

最終報告では、給水施設未整備地区の問題解決に向けて、第1に、 水源確保のあり方、第2に、水資源確保に係る行政の役割を論点と し、その協議の経過と結果について報告がされている。

水源確保については、課題解決の方向性として、猪苗代湖の新た

な水利権の取得について及び、地区単位を基本とした水源開発について、その有効性に係る検討がされている。

まず、新たな水利権の取得については、水源という点においては申し分ないものであるが、既得権利者との協議調整の上、同意を得る必要があり、利水団体の1つである東京電力の上流からの取水となれば、減電補償の必要性も生じてくる。また、水利権申請に向けた事業計画の策定、当該事業を遂行するために必要な施設整備、財政的な裏づけ等水利使用の確実性を担保する必要があるなど、手続きに時間を要することが予想されること、さらには、実際に水源確保のため、東京電力と水利権に係る協議・調整を行っていた他市の事例なども踏まえれば、給水施設未整備地区の住民の思いに、早期に応えることが難しい手法であるとの考えを集約している。

一方、地区単位を基本とした水源開発は、給水施設未整備地区の課題への早期対応が図られる可能性があることを認識しつつも、その手法が地区住民を主体とした市補助金の活用に概ね限られており、十分な活用も図られていない現状にある。確実性の乏しい水源開発に、住民みずから取り組むことは、多額の住民負担が生じる可能性も否定できず、課題解決に向けては、地区の現状に即した手法が検討され、実施される必要があるとしている。

次に、水資源確保に係る市の役割については、各地区では、水源 確保をはじめ、設備投資資金、高齢化や人口減少に伴う設備の維持 管理など、多様な問題を抱えており、画一的な手法で解決できるも のではない。さらには、市補助金は十分に活用されておらず、給水 施設整備の見通しが立たない地域の窮状を訴える声が後を絶たない 状況にある。このような中で、地域住民の福祉向上を使命とする行政は、その使命を果たすことが求められており、第1に、市が地区の現状を把握し、整備に係る手法、費用、期間など課題解決に向けたさまざまな論点情報、見通しなどを地区住民に示した上で、地区の合意形成を促すこと、第2に、市が主体性を持って、整備に向けて取り組むことが必要であるとしている。

これら検討委員会の協議の経過については、市民との意見交換会において報告がなされており、その結果、湊地区はもとより他地区からも、水源確保や水質管理の問題等を踏まえ、給水施設未整備地区への対応は早急になされるべきであるとの考えが改めて示されている。

検討委員会では、これら市民意見も踏まえ、課題解決に向けた方向性について合意形成に努め、議論の前提として「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」を対象の集落として捉えた上で、第1に、対象集落では、蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態が実現されるべきであるとし、第2に、衛生的な飲料水供給は生活するための最低限の社会資本であることから、対象集落における飲料水の確保については、市が責任を持ち主体的に取り組むべきであるとした。さらには、第3に、施設整備に当たっては、利用者への応分の負担を前提として、対象集落の住民意向に寄り添い、計画的かつ着実に市が課題の解消を図るべきであるとし、第4に、整備後には、市と住民の協働のもと、互いの責任を明確にし、施設の適切な維持管理に努めながら、将来に向けてさらに

安定的な飲料水供給が可能となるよう努めることが望ましい将来像である、と課題解決に向けた方向性について総括をしている。

今般の湊地区水資源問題に係る市議会の対応は、市民の声を起点としながら、これを地域課題として捉え、あるべき姿について議員間討議を活発に行うことを通して、地域課題に対する方向性を議会が積極的に示そうとするものであり、最終報告における検討経過及び結果については、妥当であると考えるものである。また、地域課題の真の解決に向けては、議会の考えを明らかにし、湊地区住民をはじめとした市民に対する説明責任を適切に果たしていくことが重要であり、そのためには、市議会の機関意思を表明することが必要である。

よって、ここに、湊地区における給水施設未整備地区の早期解消 については、最終報告における課題解決に向けた方向性に沿って、 市が主体的に取り組むべきである旨を決議する。

平成25年6月19日

会 津 若 松 市 議 会